

## 協働ルール検討会議【第11・12回部会】 議事録

とき 平成13年11月28日(水) 13時30分～17時45分

ところ 大和市役所分庁舎第2・3会議室

参加者(14名) 委員:内海部会長 林座長 河崎委員 平塚委員 渡邊委員

ゲスト:寺尾美子氏(東京大学院法学政治学研究科・法学部教授)

オブザーバー:伊藤雅春氏(玉川まちづくりハウス)

職員ワーキングメンバー:土田リーダー(防災対策課) 高橋(企画政策課)

北島(開発事業課) 片桐(教育委員会総務課)

赤堀 西山 井東(市民活動課:事務局)

### 議事要旨

#### 1. 全体の流れ

今回は、職員ワーキングとの合同会議として開かれ、条例素案たたき台3の内容と新しい公共の概念について、活発な議論が行われました。

まず、提言書の構成について確認された後、条例素案たたき台3の内容について、ワークショップの意見も参考にしながら1条ずつ検討が行われ、「多様性」「事業者の位置付け」「市民事業・協働事業」を中心に議論が行われました。

次に、新しい公共に関する議論が行われ、「私」を大事にしながら「公」を考えていくこと、多様な価値観を認め合うなかで、場づくりやルールづくりを行っていくこと、などの重要性が確認されました。

#### 2. 確認事項

提言書の構成は、資料1のとおりとする。

条例素案たたき台3について(主な確認事項)

- \* 「多様性・多様な価値観」については、前文できちんとその意味を説明するとともに、目的・定義にも位置付ける
- \* 事業者の位置付けは、新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で整理しておき、今後の運用の場で具体的に考えていく。
- \* 市民事業は「市民自らが行う事業」等の定義化をするとともに、基本的考え方を条文化する
- \* 協働事業を定義化する

協働推進会議などの条例の運用部分は、第8回検討会議(12/20)の場で議論する前文は、河崎・平塚両委員が、これまでの議論や資料をもとに、作成を担当する

以下、議事の内容 進行は内海部会長

開会：13時30分

### 提言書の構成について

- ・部会長：今日は、最後の部会になる。また、職員ワーキングとの合同会議である。活発な議論を期待する。「提言書の構成」「新しい公共について」「事業者の定義・位置付け」「市民事業・協働事業」を中心に議論を進めたい。
- ・部会長：また、今日はゲストとして、東京大学の寺尾教授をお迎えしている。新しい公共の議論について、貴重なお話も伺えるかと思う。
- ・部会長：まずは、提言書の構成（資料1）について何か意見はあるか。
- ・ワザバ：「5. 具体的な仕組みに関する考え方」は、第7回検討会議（10/4）の資料「協働により新しい公共を創出する仕組みの機能」をアレンジしているが、かなり内容が変わっている部分もあるが。
- ・部会長：変更があった内容を織り込んで整理することとしたい。
- ・座長：提言書のボリュームはあまり多くしない方が良い。また、概要版を作成する必要がある。
- ・事務局：概要版もあわせて作成する。
- ・部会長：提言書の構成については、資料1の内容としたい。また、具体的な内容については、できた部分からML・FAXで配り、各委員が内容を検討することとする。

### 条例素案たたき台3について

#### 【1条：目的】

- ・部会長：資料5「たたき台2・3の比較」と資料7「第5回ワークショップでの意見」の資料を参考にしながら、検討を進めていきたい。
- ・部会長：1条：目的で、「多様な価値観」が削除されたが、意見はあるか。
- ・座長：「多様な価値観」は条文に残すべきだと思う。
- ・ワザバ：多様性は市民活動のポイントなので、削除することが理解できない。職員ワーキングでは「多様な」という表現に否定的な意見が多かったようだが、その理由は。
- ・事務局：多様性は結果として認め合えば良いものであって、前提条件的に入れ込むことについて、疑問を持つ意見があった。
- ・ゲスト：新しい公共で重要なことは、滅私奉公ではなく「私」を大事にしつつ「公」を

考えていく、ということ。ムラ社会には、公（おおやけ）はあったが多様性はなかった。ムラ社会を再現することはいいけない。条文には多様性を入れるべきだろう。

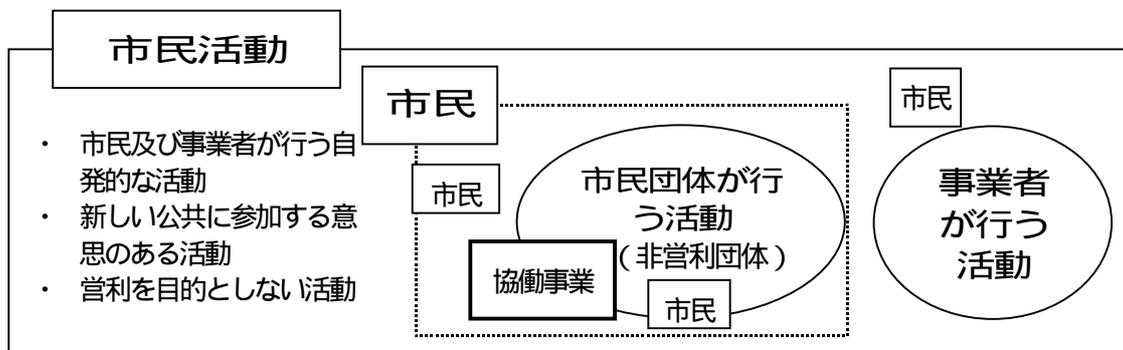
- ・委員：大和のまちの現状から考えて、多様性を入れるべき。
- ・職員：職員ワーキングでは、多様性というのは職員にとって都合の良い言葉でもあり、逃げに使ってしまう恐れもあるのでは、という意見が出た。多様性の意味を前文できちんと表現する必要があるのでは。
- ・部会長：「多様性」については、前文できちんとその意味を説明するとともに、目的にも位置付けることとしたい。
- ・委員：「協働による市民活動」は市民活動を限定してしまうので、表現を修正してほしい。
- ・委員：全体的にわかりやすい表現に努めたい。句点「。」は一つの条文に一つでなくてはならないのか。また、「及び」は「および」にしたい。

## 【2条：用語の意義】

### <多様な価値観に関連して>

- ・部会長：市民活動の定義において、目的と同じで「多様な価値観を生み出す活動」は削除せず入れるべきか。
- ・座長：入れるべき。「生み出す」よりは「認め合う」という方が良いかもしれない。
- ・ゲスト：あるものを承認する、どうやって共生していくのか、という視点が大切。「生み出す」というよりは「多様な価値観を認め合う活動」という表現が良い。
- ・委員：「多様な価値観」は「イ 新しい公共に参加する意思のある活動」に含まれるのでは。目的に入れるので、ここでは入れなくても良いと思うが。
- ・座長：今の段階では、仮置きで入れておくべき。
- ・ガザバー：ワークショップでは、インドシナ難民を援助する活動団体も参加したが、マイノリティも含めて、いろいろな国の人たちが生活しているという現状からも、多様性というのは意味がある。
- ・ゲスト：新しい公共では、今まで発言することを奪われていた人たちが、本音で意見を言えるということが必要。また、新しい公共の説明には、古い公共について多少触れた方がわかりやすい。
- ・ガザバー：ワークショップでは、新しい公共というのは古い公共と対比するというよりは、行政だけが担うのか、みんなで担うのか、という公共の担い方、実現の仕方の違いを言うのではないか、という意見が出た。

- ・委員：資料5 - 1ページ（市民活動の説明図）で、学校や公益法人はどこに入るのか。
- ・部会長：この図は、用語の説明用のもので非営利セクター全体を説明したものではない。



### <事業者の位置付けに関連して>

- ・木澤 一：ワークショップでは、事業者とNPOの位置付けについて、主に入札や企業戦略などの関連で議論になった。事業者とNPOを同じ土俵で取り扱い、入札も一緒にやる 一緒に土俵で取り扱うけれどもNPOの特性に配慮する NPOを特別扱いする制度とする という3つの方向性があると思うが、大和はどのようにしていくのか。
- ・座長：NPOと事業者は、ベースが一緒でないところがある。例えば情報公開はNPO法で義務付けられているが、同じルールをつくらないとNPOに不利。
- ・委員：新しい公共をベースに事業者も参加する、という今の位置付けで良いと思う。具体的にはその場その場で決裁者が判断すれば良いのでは。
- ・木澤 一：大企業が採算度外視で参入した場合、NPOは太刀打ちできない。競争原理にNPOはあわない面がある。少なくとも、今の入札制度という土俵に企業と同じ条件でNPOがあがるのは良くない。むしろ、NPOと企業がお互いの特性を活かして(「NPO = ミッション」「企業 = 経営戦略」)、ジョイントベンチャーを進めるなど現在とは違う土俵を用意すべき。
- ・委員：福祉の分野では、大和市の市民活動は強い。ワーカーズ・コレクティブ想は13年の歴史があり、市全体のホームヘルプサービス量の2/5を担うまでになった。また、現在配食サービスを事業者と一緒にやっているが、NPOのサービスを希望する人が増えている。
- ・座長：現在の入札制度がNPOにとってフェアな条件かどうか問題。NPOは銀行からの融資が受けにくい、という現実もある。

- ・部会長：協働推進会議を中心に運用されていくが、現段階であまり固定化してしまうとフレキシブルに運用できない。新しい公共をベースに、市民等、事業者、市の協力も存在する、という考え方で整理しておきたい。
- ・ゲスト：先ほどのジョイントベンチャーの例のように、お互いに刺激しあうことも必要。また、草の根の活動のように守ってあげなければいけない公共もあるわけで、ケースバイケースという面もある。まずは、新しい公共を判断できる場の存在が重要である。
- ・ガザバー：一口に事業者といっても、大企業から小さい商店までいろいろある。それらを一括して事業者とすることに不都合はないか。
- ・部会長：事業者の規模ではなく、行為の内容で区別するべき。

#### <社会資源について>

- ・委員：(6)の社会資源で、ユーティリティーを含めるという意味で「場所」は「施設」に変えるべきではないか。
- ・座長：施設とすると、空き地などは入ってこなくなるので、場所で良いと思う。
- ・委員：福祉の現場からすると「技」というのはどうもしっくりこない。「技術」というイメージ。
- ・部会長：「技」というのは市民的な表現が良いのでは。
- ・ゲスト：「技法」という表現もある。

#### 【3条：基本理念】

- ・特に意見なし

#### 【4条：市民等の役割】

- ・ゲスト：2項の関係で、憲法では結社の自由が保障されており、オープンにする自由もあれば、反対にクローズする自由もある。「開かれた運営を行う」というのは問題がある。
- ・部会長：「行う」というより「行うことができる」ぐらいの表現が良いのでは。
- ・委員：そもそも参加する意思のある活動がこの条例の対象となるので、公開の原則をうたっても問題ない。
- ・ゲスト：2条(2)の規定のしかたでは、「イ 新しい公共に参加する意思のある活動」「ロ 多様な価値観を認め合う活動」「ハ 営利を目的としない活動」の全部を満たす、とは読めない。「次の各号に該当するもの」を「次のいずれをも満たす」というような表現に変更する必要がある。

- ・部会長：そのように表現を変更する。

**【5～9条】**

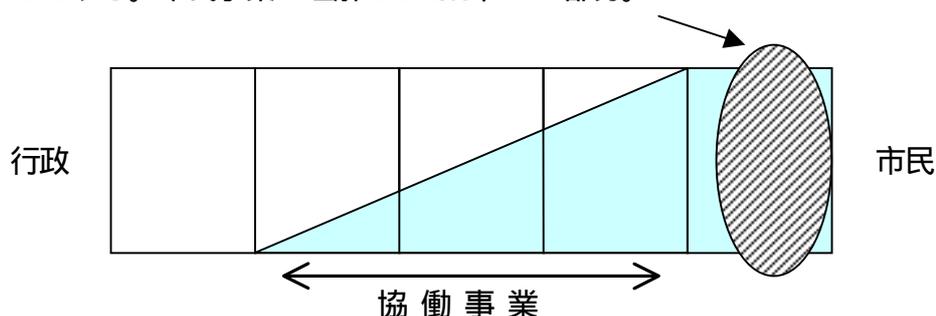
- ・特に意見なし

**【10条：市の施策】**

- ・委員：(1)は、「市民活動の推進に関する施策の体系化」と体系化の範囲が限定された表現になり後退した感じ。「市の施策」全般にわたっての内容とすべき。また、協働の原則という表現を削ったが、どこかに入れておくべきでは。
- ・部会長：1項本文は、「市長は、協働の原則に基づき次の各号に掲げる施策を推進する」とする。また、(1)は、「市の施策の体系化を進めること」とする。

**【市民事業】**

- ・委員：市民活動と市民事業は根本的に違う、分けるべき、というのが、私たちの仲間の意見。市民事業は市民が行ってきた事業で、それをきちんと条文で位置付けてほしい、という思いがある。NPO法も事業については書いていない。
- ・座長：行政との関係があまりないのであれば、市民どうしできっちり決めれば良い、という考え方もある。
- ・部会長：市民事業には、行政は関わらないのが基本。
- ・ワザバー：ワークショップでも意見が出たが、社会福祉協議会の位置付けが気になる。
- ・座長：社会福祉協議会は行政と一体化しており、その実態からみても、ここでいう自主性を重んじた市民事業とは違うだろう。
- ・委員：社協ボランティアの活動は、協働ルールではどう位置付けられていくのか。
- ・座長：たたき台2の11条2項で「登録を行う」となっているが、「登録を行うことができる」と柔らかくした方が良い。
- ・座長：市民事業は、あまり細かく書かない方が良い。また、きちんと定義化すべき。
- ・部会長：市民事業は「市民自らが行う事業」等の定義化をするとともに、条文に入れ込むこととする。市民事業の理解としては、この部分。



### 【11条：協働事業】

- ・座長：1項の「公共サービス」とは、行政サービスという意味か。もっと広い意味で使っているのか。
- ・部会長：広い意味で用いているが、わかりにくいので、ここは「公共サービスに関して」よりも「新しい公共に関して」と変更すべきだろう。また、市民事業と同様に、協働事業も定義化をすることとする。

### 【12条：提案】

- ・委員：推進会議で検討して、また市で検討する、というのは、屋上屋を重ねるようである。提案は市が受けたものを推進会議へ送る、というように、もっとすっきりできないか。
- ・座長：一緒に同時にやるような工夫ができないか。
- ・委員：1項の「市民活動の推進に関する」は「新しい公共に関する」の方が良い。
- ・ワザババ：実際には、縦割りの協議会が一杯あり、意見を言う場もあるなかで、この制度がどのように機能するのだろうか。
- ・ゲスト：私は、この仕組みは良くできていると思う。推進会議は継続的に活動していくなかで公共性も帯びてくる。まどろっこしいけれども、対話を進める場になる。
- ・ワザババ：ワークショップでは時間がかかってめんどくさい、という意見もあった。
- ・ゲスト：手続きをかけることによって生じる公共もある。絶対やる、というような仕組みでは、実際には行政は動かない。説明責任を果たすなかで、お互いに理解し変わっていくことが必要。陳情等の制度は確かにあるが、声の大きい人が勝つ、前の列の人が勝つ、というのが現状。推進会議が、今まで声を出せなかった人に開かれるのであれば意義がある。
- ・委員：この提案制度は、協働事業の提案の場としても使える。公開の場で生まれる協働もあるかもしれない。
- ・職員：行政の事業も、先ほどの図で言えば、一番左側の行政の独自領域ではなく、一緒にやる協働事業の部分が増えている。
- ・座長：あるまちで、鉄道高架の事業を地下化にしたい、と考えるグループがあるが、それを議論する場がない。この推進会議がこれまでなかった機会を開くことになれば良いと思う。
- ・委員：3項は「検討しなければならない」では弱いのでは。「実行しなければならない」ぐらいの表現が良いと思うが。

- ・部会長：3項の「検討しなければならない」は、もっと拘束力を持たせる表現とするべきか。
- ・職員：2項の公開の場での協議には、行政職員も参加する必要がある。
- ・ゲスト：公開の場での協議への職員参加は、ディスカッションのための資料提示に留めるべきである。この推進会議は、裁量権を行政に代わってするものではない。裁量権は行政が行使すべきもの。
- ・ゲスト：2本立てはありうる。協働事業に関する提案は拘束力を持たせ、行政独自の部分に関する提案については検討する、など。
- ・職員：3項の「その内容」とは、意見書だけではなく、もとの提案内容+意見書、ということがわかるように表現すべきである。

### 【13条：協働推進会議】

- ・座長：2項の「原則公開」は、「徹底公開」としたい。また、メンバーをどう選ぶか、というのが大切。
- ・ガザバー：ワークショップでは、委員の再任は避けるべき、任期何年まで、ときちんと決めるといった意見があった。
- ・座長：議事録は、委員名も明示した徹底公表が望ましい。委員はそれぐらいの覚悟が必要。
- ・ゲスト：継続性を持たせるため、任期をずらすような工夫は必要だろう。
- ・部会長：提言書「6 - 2 条例の運用について」の部分は、時間の関係もあるので、12/20の検討会議で議論することで了解願いたい。資料3でたたき台が用意されているが、何かあればメール等で意見を出してほしい。

休憩

### 新しい公共に関する議論

- ・部会長：残りの時間で、「新しい公共」についての議論を行いたい。
- ・ゲスト：先ほどもふれたが、新しい公共と滅私奉公の違いが大切。私を大切にし、多様性を認め合う。そしてぶつかりあう時にルールを決めていくことになる。何が公共か、というのは、みんなで議論する必要はあるが、時代によって変わるもので難しいもの。
- ・ゲスト：ルールを決める 法を決める 構成員が拘束される、という流れになるだろうが、まず、本音を出す場をつくっていくことが重要。そして、ルールの決め方を決めていくことで、みんなが納得していく。

- ・オザバー：個々の市民どうしの関係はわかるが、行政はどうなるのか。新しい公共においては、行政もひとつの主体にすぎないのか。
- ・座長：もともと持っているもの・資源の違いはある。
- ・ゲスト：共通の事柄を拾い出し、マーケットにまかせておけないものを委ねるのが政府であり、市民と対等な当事者としてはとらえられない。
- ・ゲスト：多様な価値観は出発点にあり、それを認め合うことが必要。多様な価値観を共生させるためには、ルールが必要であり、それが新しい公共へとつながる。新しい公共は時代とともに変わっていくが、ルールをつくることが大切。
- ・ゲスト：例えば、この場合は多数決、この場合は絶対多数決など、ルールをどうやってつくるかは、このたたき台には書かれていない。ルールづくりへ引っ張り出すしかけということだろう。
- ・ゲスト：前文で、旧い公共にも触れてコントラストをつけると、議論をする触媒になるのではないか。
- ・座長：まず「私」がいて、多様な価値観を共生させていくために、いろんな場やルールをつくる必要がある。また、関係性が成立するために、お互いに社会資源を出し合っている、ということが大切。お互いに参加しながら、ルールをつくり出したり関係をつくっていくのが新しい公共の世界だろう。
- ・オザバー：旧い公共と新しい公共は、実態において違いはあるのか。プロセスについてしか定義できないのか。
- ・ゲスト：新しい公共をなぜとりあげたのかを、つきつめて書くしかない。言語化できるもの、できないものはあるが、土台づくりが大事。「私」が良いと思うことを言える、ということ、市民へのメッセージとして発すれば良いのでは。
- ・部会長：これまでの議論を少し整理したい。
  - 行政が公共を担う      みんなで担う      多元性：公共を担う主体が多くあるのは大事なこと
  - 多様な価値観を尊重・承認・共生      場やルールが必要      意思決定への関与
  - 「私」を尊重する      「私」をいかに出していけるかが重要
- ・ゲスト：「私」は謙譲語で、「公」=えらい、に対してへりくだった使われ方をする。「私」にかわる言葉があれば、それを使う方が良い。
- ・座長：さしあたっては「市民」か。
- ・ゲスト：「市民」と「私」は違う。

- ・委員：旧い公共のアンチテーゼではなく、これからの過程全体が新しい公共につながっていく、と考えている。そのなかで、自分の意見を言い合える場、「なんだ、君もそう考えていたのか」など、私事性の共同化が大切だと思う。
- ・ゲスト：アメリカも初めからパブリック・プライベートがあったわけではない。植民地時代はパブリックのない世界だった。やがて、議会の公開などにより、密室でやっていたことが開きはじめた。
- ・座長：ルールが徐々に発展していく、ということが重要。今回の協働ルールもその考え方が基本にある。

### 前文について

- ・部会長：前文は、これまでの議論や資料をもとに、委員のどなたかに、次回検討会議までに書き込みをお願いしたい。

#### **協議の結果、河崎委員・平塚委員が担当することとなった。**

- ・部会長：今日の議論をもとに、条例素案たたき台4や提言書の内容をまとめ、できた部分から各委員にお配りする。最終回となる12/20の第8回検討会議へ向けて、事前にご検討いただければと思う。

閉会：17時45分

(記録者：市民活動課 井東)